

会員の区分と会費

2011-6

1. 会員の区分

協議会の会員は、正会員、賛助会員及び特別会員とします。

- (1) 正会員は、協議会の目的に賛同して入会する日本法人で、以下に示す理事会員と一般会員があります。
 - ①理事会員は、正会員の内で当協議会の理事及び監事となる会員で、理事会及び企画・運営委員会、ワーキンググループ等すべての事業活動を行います。
 - ②一般会員は、正会員の内で理事会員以外の会員で、ワーキンググループ及び課題ごとのサブワーキンググループ等の事業活動を行います。
- (2) 賛助会員は、協議会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人、団体及び個人で、各種の検討結果、関連情報の利用等が可能です。が、原則として委員会等に出席することは出来ません。
- (3) 特別会員は、学識経験者等、理事会が認める範囲の個人または機関・団体で、理事会及び委員会等にオブザーバー参加を要請される方に限られます。
- (4) 入会後の会員区分の変更は、理事会の承認が必要です。

2. 会費

- (1) 入会金及び会費は次のとおりです。

会員区分	入会金	年額会費
1. 正会員		
①理事会員	300,000円	800,000円
②一般会員	300,000円	300,000円
2. 賛助会員	200,000円	100,000円

- (2) 入会金及び会費は、請求後、原則として1ヶ月以内に全額を納入していただきます。
- (3) 期の途中で入会した場合、その期の会費は、入会した日が属する月から、本会の期末までの月数（入会した月を含む）が
 - ①6ヶ月未満の場合は、年額会費の2分の1
 - ②6ヶ月以上の場合は、年額会費の全額とさせていただきます。なお、この場合の会費は、入会と同時に全額を納入下さるようお願いします。